

広島県告示第五百七十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定によつて、平成二十九年及び平成三十年において、県が発注する建設工事等（建設業法〔昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。〕第二条第一項に規定する建設工事及び公共土木施設の維持管理、修繕、保守又は点検業務をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について次のとおり定めた。

平成二十八年九月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 入札参加資格

別表第一上欄の区分について、次に掲げる事項を総合的に審査する。

1 客観的審査事項

平成二十年国土交通省告示第八十五号（建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）に規定する項目

2 主観的審査事項

- (一) 県が発注した建設工事の完成工事成績
- (二) 県が行った指名除外の状況
- (三) 県発注工事における下請負の制限の状況
- (四) 県発注工事における暴力団排除のための契約制限の状況
- (五) 建設業労働災害防止協会への加入状況
- (六) 環境マネジメントシステムについてエコアクション二十一の制度における認証・登録の有無又はISO一四〇〇五準拠の制度における合格判定の有無
- (七) 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度における所属技術者の学習単位数
- (八) 建築CPD運営会議の建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度における所属建築士又は建築設備士の認定時間数
- (九) 造園CPD協議会の継続的専門能力開発学習制度における所属技術者の学習単位数
- (十) 障害者雇用の状況
- (十一) 広島県公共土木施設災害支援制度における支援団体としての認定（情報収集活動を行う者に限る。）の有無
- (十二) 広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体としての認定（マイロード・ラブリバー認定団体であること。）の有無
- (十三) 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度における登録の有無
- (十四) 県による優良建設業者としての表彰の状況
- (十五) 県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定の有無
- (十六) 広島保護観察所への協力雇用主としての登録の有無

二 入札参加資格の審査に係る申請手続

1 申請を行うことができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

- (一) 施行令第六十七條の四第一項の規定に該当する者
- (二) 別表第一下欄に掲げる建設工事の種類について法第三条第一項の規定による許可を受けていない者
- (三) 入札参加資格の審査に係る申請を行おうとする建設工事の種類について、必要な経営事項審査（前記一 1で規定するものをいう。以下同じ。）を受けていない者
- (四) 前号の経営事項審査を受けている者で、工事種類別年間平均完成工事高がない者
- (五) 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに広島県税の滞納がある者
- (六) 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は広島県の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から二十四か月を経過している者を除く。
- (七) プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者
- (八) とび・土工・コンクリート工事の許可を受けて解体工事の入札参加資格の審査に係る申請を行う者で、平成二十八年六月一日時点でとび・土工・コンクリート工事の許可を受けて解体工事を営んでいない者
- (九) 次の(1)から(3)までに掲げる届出の義務を履行していない者
 - (1) 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七条の規定による届出の義務
 - (2) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出の義務
 - (3) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律百十五号）第二十七条の規定による届出の義務

義務

2 申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、窓口における申請又は電子申請（県の使用に係る電子計算機「入出力装置を含む。以下同じ。」と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織「以下「電子申請システム」という。」を使用して申請を行うことという。以下同じ。）を行うものとする。

(一) 窓口における申請

(1) 申請方法

別記様式第一号による資格審査申請書及び別表第二に掲げる添付書類を次に掲げる提出先に持参して申請を行うものとする。

ア 主たる営業所（法第三条第一項の営業所のうち、営業所を統括し、指揮監督する権限を有するものをいう。以下同じ。）を県内に有する者（以下「県内業者」という。）

主たる営業所の所在地を所管する広島県建設事務所（広島県西部建設事務所呉支所又は同事務所東広島支所の担当区域に主たる営業所を有する者については当該支所）

イ 前記ア以外の者（以下「県外業者」という。）

広島県土木建築局建設産業課（広島市中区基町一〇番五二号。以下「建設産業課」という。）

(2) 申請期間

次のとおりとし、その経過後は知事が特に必要と認める場合を除き、申請を受け付けない。

ア 県内業者

平成二十八年十一月七日（月）から平成二十八年十一月十八日（金）まで

イ 県外業者

平成二十八年十一月二十四日（木）から平成二十八年十一月三十日（水）まで

ウ 追加申請期間

別に告示する。ただし、一般競争入札に係る追加の入札参加資格の申請については、知事が必要と認めるときは随時行うことができるものとする。

(二) 電子申請

(1) 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

なお、別表第二各項の添付書類（第五項、第六項及び第七項のものを除く。）は、別に建設産業課に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請期間

平成二十八年十一月一日（火）から平成二十八年十一月十八日（金）までに電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、平成二十八年十一月二十五日（金）までに別に提出すべき添付書類を持参、郵便又は信書便により建設産業課に到達させなければならない（期日までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。

三 受付票の交付

前記二(一)に定めるところにより申請をした者に対しては、別記様式第四号による受付

票を交付する。

四 入札参加資格認定の通知

入札参加資格の認定をしたときは、これを申請者に通知する。

五 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、平成二十九年及び平成三十年において再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、平成三十一年度以降についても、その取消しの日から二十四か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすることができず、入札参加資格の認定を受けることができない。

六 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から平成三十一年五月三十一日まで有効とする。ただし、平成三十一年六月一日以降においても平成三十一年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、平成三十一年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

七 その他の事項

この告示で定めない事項については、必要に応じて知事が定める。

別表第一

入札参加資格の区分	許可を受けていることが必要な建設工事の種類
土木一式工事	土木一式工事
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
大工工事	大工工事
左官工事	左官工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
石工事	石工事
屋根工事	屋根工事
電気工事	電気工事
管工事	管工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事
鋼橋上部工事	鋼構造物工事
鉄筋工事	鉄筋工事
舗装工事	舗装工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事
ガラス工事	ガラス工事
塗装工事	塗装工事
防水工事	防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信工事
造園工事	造園工事
さく井工事	さく井工事
建具工事	建具工事
水道施設工事	水道施設工事
消防施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	清掃施設工事
解体工事	とび・土工・コンクリート工事又は解体工事

別表第二

添付書類	様式番号	申請者の区分	
		○ 県内業者	○ 県外業者
一 法第三条第一項の規定により許可されていることを証する書面の写し			

<p>二 国土交通大臣又は都道府県知事が発行した経営事項審査の建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。）第二十一条の四の総合評定値通知書の写し。ただし、平成二十七年四月七日以降に審査基準日が到来したもので最新のものとする。</p>		○	○
<p>三 広島県税規則（昭和二十九年広島県規則第五十一号）別記様式第三七号の六の納税証明書</p>		○	○
<p>四 国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）別紙第九号書式による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し</p>		○	○
<p>五 営業所一覽表</p>	別記様式第二号	○	○
<p>六 誓約書</p>	別記様式第三号	○	○
<p>七 委任状（代表取締役などから支店長などに対する委任事項が記載されたもの）</p>	別記様式第五号	○	○
<p>八 建設業労働災害防止協会への加入を証する書面の写し</p>		○	○
<p>九 エコアクション二十一の制度における認証・登録に係る認証・登録証の写し</p>		○	○
<p>一〇 ISO一四〇〇五準拠の制度における合格判定に係る合格証の写し</p>		○	○
<p>一一 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度における所属技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会又は広島県土木施工管理技士会が証する書面の写し</p>		○	○
<p>一二 建築CPD運営会議の建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度における所属建築士又は建築設備士の前年度及び前々年度の認定時間数について建築CPD運営会議が証する書面の写し</p>		○	○
<p>一三 建築CPD実績証明書内訳書</p>	別記様式第六号	○	○
<p>一四 造園CPD協議会の継続的専門能力開発学習制度における所属技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について一般社団法人広島県造園建設業協会が証する書面の写し</p>		○	○
<p>一五 障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用義務のある者）又は障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し（障害者雇用義務のない者）</p>		○	○
<p>一六 広島県公共土木施設災害支援制度における支援団体登録認定を証する書面の写し</p>		○	○

一七 県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定を証する書面の写し		○	
一八 広島保護観察所への協力雇用主としての登録を証する書面の写し		○	

注1 ○印は提出を必要とするものを示す。ただし、第一項に定める書類については広島県知事許可以外の者のみが、第八項に定める書類については加入をしている者のみが、第九項に定める書類については県内の営業所が認証・登録を受けた者のみが、第十項に定める書類については県内の営業所が合格証を受けた者のみが、第十一項及び第十四項に定める書類については学習単位を取得した技術者を県内の営業所に有する者のみが、第十二項及び第十三項に定める書類については学習時間を認定された技術者を県内の営業所に有する者のみが、第十五項に定める書類については注5に該当する者のみが、第十六項に定める書類については認定を受けたもののみが、第十七項及び第十八項に定める書類については認定又は登録を受けた県内業者のみが、それぞれ提出するものとする。

2 第一項に定める書類については、許可の更新手続中に限り、直前に申請した許可官庁の受付印のある規則別記様式第一号の建設業許可申請書（別紙一及び別紙二（二）を含む。）の写しで代えることができるものとする。

3 第二項の審査基準日とは、経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日をいう。ただし、それ以後に合併、事業譲渡又は会社分割等を行い、合併時、譲渡時又は分割時等（以下「合併時等」という。）に経営事項審査を受けた場合には、合併時等の日をいう。

法第三条第一項の規定により広島県知事の許可を受けている者が窓口申請を行う場合は、規則別記様式第二十五号の十一の総合評定値請求書（別紙一、別紙二及び別紙三を含む。）の写しで広島県知事が受理済みであることを証したものと及び登録経営状況分析機関が発行した経営状況分析結果通知書の写しをもって、第二項に定める書類に代えることができるものとする。

なお、総合評定値通知書において、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」又は「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類を提出すること。

4 第五項及び第七項に定める書類については、入札参加資格を申請する日を基準日として作成すること。また、第一項、第三項、第四項、第八項、第十七項、及び第十八項に定める書類については、資格審査申請書を提出する日の三か月前の日以降に発行されたものを添付すること。

5 第十五項の障害者雇用状況報告書とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）第九条に規定する障害者雇用率を達成した者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第八條の規定により公共職業安定所の長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）

をいい、障害者雇用義務のある者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第四十三条第一項の規定により、同法第二条第一号に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者という。

また、障害者の雇用状況を確認できる書類とは、障害者を一名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類をいい、障害者雇用義務のない者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者の雇用義務がない者で、障害者を一名以上直接的かつ恒常的に雇用している者をいう。

(別記)

様式第1号(その1)

※受付番号

※受付印欄

一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(建設工事等)

広島県知事様

平成 年 月 日

〒

所在地

申請者 商号又は名称

代表者氏名 印

平成29年度及び平成30年度において、広島県で行われる建設工事等に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、次の項目について誓約します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するものではないこと。
2 この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこと。

01 法人番号 (法人の場合に記入してください。個人の場合は記入不要です。)

02 現在の建設業の許可番号 <大臣・知事コード> <許可番号> <最新の許可年月日> 平成 年 月 日

03 (旧)建設業の許可番号 <大臣・知事コード> <旧許可番号>

04 経営事項審査申請書記載の許可番号 <大臣・知事コード> <許可番号> ※ 提出する経営事項審査の総合評定値通知書等に記載の許可番号と現在の許可番号とが異なる場合に記入してください。

05 債権者コード (広島県が設定している債権者コード(7桁)を有している場合に記入してください。ない場合は記入しないでください。)

06 主たる営業所の電話番号 07 FAX番号

08 Eメールアドレス

09 Eメールアドレス区分 (1:法人用 2:担当者用)

10 県内営業所の有無 (県内に主たる営業所以外の営業所がある場合は「1」を記入し、ない場合は記入しないでください。)

11 提出する経営事項審査申請書の審査基準日 平成 年 月 日

土 建 大 左 と 法 石 屋 電 管 夕 鋼 橋 筋 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

12 入札参加資格の審査を希望する業種 (1:一般 2:特定)

13 建設業労働災害防止協会加入の有無 (協会に加入している場合は「1」を記入し、加入していない場合は記入しないでください。)

14 測量及びコンサルタント業務等の入札参加資格審査申請書提出の有無 (提出がある場合は「1」を記入し、ない場合は記入しないでください。)

営業所一覧表

※受付番号		<許可番号>	
-------	--	--------	--

※県外業者で県内営業所のない場合は、広島県との契約締結権限を有する最寄りの営業所を一つだけ記入してください。
 ※主たる営業所は記入しないでください。

01 営業所番号		02 債権者コード	
----------	--	-----------	--

※「01 営業所番号」について、平成27・28年度の申請時に記入している営業所の場合は、その番号と今回の番号を一致させてください。

03 営業所名称(フリガナ)		(会社名等は記入しないでください。)
04 営業所名称(漢字等)		05 営業所の受任者の氏名(漢字等)
06 郵便番号		07 営業所の所在地市区町村コード

※上5桁を記入してください。

08 営業所の所在地(漢字等)		(大字以降で番地まで記入してください。)
		(ビル名など)
09 電話番号		10 FAX番号
11 Eメールアドレス		
12 Eメールアドレス区分	(1:法人用 2:担当者用)	
13 営業所が許可を受けている業種		(1:一般 2:特定)

(資格を希望しない業種については、記入しないでください。)

14 エコアクション21の認証又はISO14005の取得有無	(この営業所が認証・登録を受けている場合は「1」を記入し、受けていない場合は記入しないでください。)
--------------------------------	--

広島県税の納税義務について	
---------------	--

※ 広島県内に営業所等がないなどの理由で、広島県税の納税義務がない場合は、上欄に「広島県税については、納税義務がありません。」と記入してください。

誓約書

私は下記の事項について誓約します。

記

1 暴力団等を排除する措置について

自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。また、県が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。

- (1) 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している者
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

2 社会保険等の加入について

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務を履行します。
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務を履行します。
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行します。

- ・ 上記1に違反した場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。
- ・ 過失により上記2に違反した場合、ただちに是正してください。過失以外の場合又は是正しない場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。

平成 年 月 日

広島県知事 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

平成29・30年度建設工事等入札参加資格審査申請書受付票

1 ※ 商号又は名称

2 ※ 代表者氏名

3 ※ 所在地

4 ※ 許可番号等

※ <大臣・知事コード>

--	--

※ <許可番号>

--	--	--	--	--	--	--	--

※

最新の許可年月日	平成			年			月			日
----------	----	--	--	---	--	--	---	--	--	---

上記の者について、この申請書を受け付けました。

平成 年 月 日

收受印

注 「※」印の項目についてのみ記入してください。

委任状

平成 年 月 日

広島県知事 様

委任者 所在地

商号又は名称

代表者名

印

私は、次の者を代理人と定め、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで貴県を相手方とする契約について次の権限を委任します。

受任者 所在地

商号又は名称

氏名

(委任事項)

- 1 工事請負の入札及び見積の件
- 2 工事請負契約の締結の件
- 3 工事代金の請求及び受領の件
- 4 復代理人選任の件
- 5 その他工事施工に関する一切の件

建築CPD実績証明書 内訳書

資格名	登録番号	氏名	認定時間数	資格名	登録番号	氏名	認定時間数
1級建築士				1級建築施工管理技士			
		小計				小計	
2級建築士				2級建築施工管理技士 建築			
		小計				小計	
木造建築士				2級建築施工管理技士 躯体			
		小計				小計	
建築設備士				2級建築施工管理技士 仕上げ			
		小計				小計	
小計				小計			
							総認定時間数

※ 建築CPD実績証明書の証明内容と一致するように記載してください。

商号又は名称 _____
 代表者氏名 _____